

# 一般財団法人 日本ドリームボード財団定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本ドリームボード財団と称し、英文では、The DreamBoard Foundation of Japan (略称「DBFJ」)と表示する。

### (主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

2 この法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。

### (目的)

第3条 この法人は、ドリームボード研修を通じ、すべての人々と組織に対して、夢とビジョン・目標そして目的を視覚的・映像的・言語的に明確にする機会と場ならびにその手法と達成原理を、あまねく提供することによって、自己の活性化と成長をもたらし、人生や生活の質を高めてその影響を他者に及ぼし、ひいてはより良い日本社会の発展と世界への貢献に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ドリームボードインストラクターの研修・育成・資格認定
- (2) 義務教育におけるドリームボード授業へのインストラクター派遣
- (3) 一般ドリームボード研修ならびに関連研修・講習会の開催
- (4) ドリームボード研修ならびに関連研修の開催の公認
- (5) ドリームボードの普及・実践に関する調査研究ならびに研修・シンポジウムの開催
- (6) ドリームボードに関連する出版物の発行・映像の制作およびグッズ・アプリケーション・ゲームの販売ならびに機関誌の発行
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、前項の各事業を日本全国において行うものとする。

3 この法人は、第1項第2号の事業を除く各事業を海外において行うことができるものとする。

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第2章 財産および会計

(設立者の氏名または名称および住所ならびに抛出する財産およびその価額)

第6条 設立者の氏名または名称および住所ならびにこの法人の設立に際して設立者が抛出する財産およびその価額は、次のとおりである。

住所 奈良県橿原市葛本町307番地の12アメニティ24(505号室)

名称 イージーリンク株式会社

抛出財産およびその価額 現金100万円

住所 三重県四日市市京町5番11号

氏名 仲野 昌子

抛出財産およびその価額 現金100万円

住所 三重県伊勢市小俣町元町1648番地10

名称 大東自動車株式会社

抛出財産およびその価額 現金100万円

住所 京都市西京区桂清水町107番地5

氏名 田中 利久

抛出財産およびその価額 現金100万円

住所 京都市西京区桂清水町107番地5

氏名 田中 祥世

抛出財産およびその価額 現金100万円

住所 福岡市西区豊浜一丁目21番1号

氏名 上田 康藏

抛出財産およびその価額 現金100万円

#### (事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

#### (事業計画および収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所および従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

#### (事業報告および決算)

第9条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (5) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所および従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事、監事および評議員の名簿

### 第3章 評議員

#### (評議員)

第10条 この法人に評議員3名以上5名以内を置く。

#### (評議員の選任および解任)

第11条 評議員の選任および解任は、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員およびその配偶者または三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人またはこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）または業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(イ) 国の機関

(ロ) 地方公共団体

(ハ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(ニ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(ホ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(ヘ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員に対する報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員に対して、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第4章 評議員会

#### (構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### (権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事の選任および解任
- (2) 理事、監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

#### (開催)

第16条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

### (決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第20条に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

### (議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した評議員および理事は、議事録に署名または記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

3 代表理事以外の理事のうち4名以内を業務執行理事とし、業務執行理事をもって常務理事とする。

### (役員を選任)

第21条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事およびその配偶者または三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人またはこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

### (理事の職務および権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事および業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務および権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第20条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第25条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、または、これに堪えないとき。

#### (報酬等)

第26条 役員は無報酬とする。ただし、常勤または特別な任務を行う役員に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の定めにかかわらず、役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事、業務執行理事の選定および解職

#### (招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。



- 2 代表理事が欠けたとき、または代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序で、他の理事が理事会を招集する。

#### **(議長)**

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が欠けたとき、または代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序で、他の理事がこれに当たる。

#### **(決議)**

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### **(議事録)**

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事および監事は、議事録に署名または記名押印する。

## **第7章 定款の変更および解散**

#### **(定款の変更)**

第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、第3条および第4条についても適用する。

#### **(解散)**

第34条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

#### **(剰余金の不処分)**

第35条 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

#### **(残余財産の帰属)**

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 附則

### (最初の事業年度)

第37条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成27年8月31日までとする。

### (設立時評議員)

第38条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	仲野 彌和
設立時評議員	喜多 悦子
設立時評議員	上田 淳子

### (設立時理事および設立時代表理事ならびに設立時監事)

第39条 この法人の設立時理事および設立時代表理事ならびに設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	真田 兼光
設立時理事	上田 康藏
設立時理事	近藤 友二
設立時理事	加藤 光一
設立時理事	古今堂 靖
設立時代表理事	上田 康藏
設立時監事	西中 務
設立時監事	菅野 淳

### (法令の準拠)

第40条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人日本ドリームボード財団の設立のためこの定款を作成し、設立者イー  
ジーリンク株式会社、設立者仲野昌子、設立者大東自動車株式会社、設立者田中利久、設  
立者田中祥世および設立者上田康藏が、次に記名押印する。

平成26年9月1日

設立者 イージーリンク株式会社  
代表取締役 欠端富見男

設立者 仲野昌子

設立者 大東自動車株式会社  
代表取締役 加藤光一

設立者 田中利久

設立者 田中祥世

設立者 上田康藏

一般財団法人日本ドリームボード財団  
定 款

作成：平成26年9月1日